

## 地方独立行政法人評価委員会の主な役割と法改正の整理

NO	現行制度	法改正後	対応する法の条項	佐世保市の評価委員会の関与方針とその理由
①	<b>中期目標の策定・変更</b> に対し意見を述べる	引き続き評価委員会が関与	(新) (旧) 法第25条第3項	意見を述べる (法に準拠)
②	<b>各事業年度に係る業務の実績</b> に関する評価	設立団体の長が実施	(新) (旧) 法第28条	<b>条例化</b> 意見を述べる (専門性、客観性の担保)
③	<b>中期目標に係る業務の実績</b> に関する評価	設立団体の長が実施	(旧) 法第30条 (新) 法第28条第1項	<b>条例化</b> 意見を述べる (専門性、客観性の担保)
④	<b>中期計画の認可・変更</b> に対し意見を述べる	原則評価委員会の関与は削除	(旧) 法第26条第3項	<b>条例化</b> 意見を述べる (専門性、客観性の担保)
⑤	中期目標の期間の終了時の検討に対し意見を述べる	(削除)	(旧) 法第31条	関与しない (法に準拠)
⑥	(新設)	<b>中期目標期間の終了時に見込まれる当該期間の実績評価(見込評価)</b> に対し意見を述べる	(新) 法第28条第4項	意見を述べる (法に準拠)
⑦	(新設)	中期目標の期間の終了時の検討に対し意見を述べる	(新) 法第30条第2項	意見を述べる (法に準拠)
⑧	財務諸表の承認、業務方法書の認可などに対し意見を述べる	原則評価委員会の関与は削除	(旧) 法第34条第3項など	関与しない (過去の実績等を勘案)
⑨	<b>重要財産処分の認可</b> などに対し意見を述べる	引き続き評価委員会が関与	(新) (旧) 法第44条第2項	意見を述べる (法に準拠)
⑩	役員の報酬等の支給基準に対し意見を述べる	引き続き評価委員会が関与	(新) (旧) 法第56条第1項において準用する法第49条第2項	意見を述べる (法に準拠)

※ 各項目は評価委員会の関与に関する主なもののみを掲載。太字は議会での議決・報告が必要な項目。(新)＝法改正後の条項、(旧)＝法改正前の条項。